

新	旧
<p>第1 臨床研修省令の趣旨 (略)</p> <p>第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準 1～4 (略)</p> <p>5 臨床研修病院の指定の基準 (1) 単独型臨床研修病院の指定の基準 (略) ア～コ (略) サ プログラム責任者を適切に配置していること。 「プログラム責任者を適切に配置していること」とは、6(3)を満たしたプログラム責任者が、研修プログラムごとに配置されていることをいうものであること。ただし、20人以上の研修医が一つの研修プログラムに基づいて臨床研修を受ける場合には、原則として、プログラム責任者とともに、副プログラム責任者を配置し、プログラム責任者及び副プログラム責任者の受け持つ研修医の数が1人当たり20人を超えないようにすること。</p> <p>シ 適切な指導体制を有していること。ただし、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該病院と臨床研修協力施設とを合わせて、その指導体制が適切なものであること。</p> <p>(ア) 「適切な指導体制を有していること」とは、6(4)を満たした指導医が、原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の診療科に配置されており、個々の指導医が、勤務体制上指導時間を十分に確保できることをいうものであること。また、指導医は研修医に対する指導に関する責任者又は管理者の立場にあるものであり、指導医が研修医を直接指導することだけでなく、指導医の指導監督の下、上級医(研修医よりも臨床経験の長い医師をいう。以下同じ)が研修医を直接指導すること(いわゆる「屋根瓦方式」)も想定していること。その他の研修分野についても、適切な指導力を有している者が、研修医の指導に当たること。</p> <p>(イ)～(イ) (略)</p>	<p>第1 臨床研修省令の趣旨 (略)</p> <p>第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準 1～4 (略)</p> <p>5 臨床研修病院の指定の基準 (1) 単独型臨床研修病院の指定の基準 (略) ア～コ (略) サ プログラム責任者を適切に配置していること。 「プログラム責任者を適切に配置していること」とは、6(5)を満たしたプログラム責任者が、研修プログラムごとに配置されていることをいうものであること。ただし、20人以上の研修医が一つの研修プログラムに基づいて臨床研修を受ける場合には、原則として、プログラム責任者ととともに、副プログラム責任者を配置し、プログラム責任者及び副プログラム責任者の受け持つ研修医の数が1人当たり20人を超えないようにすること。</p> <p>シ 適切な指導体制を有していること。ただし、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該病院と臨床研修協力施設とを合わせて、その指導体制が適切なものであること。</p> <p>(ア) 「適切な指導体制を有していること」とは、6(7)を満たした指導医が、原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の診療科に配置されており、個々の指導医が、勤務体制上指導時間を十分に確保できることをいうものであること。また、指導医は研修医に対する指導に関する責任者又は管理者の立場にあるものであり、指導医が研修医を直接指導することだけでなく、指導医の指導監督の下、上級医(研修医よりも臨床経験の長い医師をいう。以下同じ)が研修医を直接指導すること(いわゆる「屋根瓦方式」)も想定していること。その他の研修分野についても、適切な指導力を有している者が、研修医の指導に当たること。</p> <p>(イ)～(イ) (略)</p>

<p>ス～タ (略)</p> <p>(2) 管理型臨床研修病院の指定の基準 (略)</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ 研修管理委員会を設置していること。 研修管理委員会は、6 (1) を満たすものであること。</p> <p>サ～ツ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6～22 (略)</p> <p>第3 当面の取扱い</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 指導医について 指導医の臨床経験については、第2の6 (4) アにかかわらず、5年以上とすること。</p> <p>5 (略)</p> <p>第4 検討規定 (略)</p> <p style="text-align: right;">(別添1)</p> <p style="text-align: center;">臨床研修の到達目標</p> <p>(略)</p> <p>経験目標</p> <p>A (略)</p> <p>B 経験すべき症状・病態・疾患 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 経験が求められる疾患・病態 (略)</p> <p>(1) (略)</p>
--

<p>ス～タ (略)</p> <p>(2) 管理型臨床研修病院の指定の基準 (略)</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ 研修管理委員会を設置していること。 研修管理委員会は、6 (2) を満たすものであること。</p> <p>サ～ツ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6～22 (略)</p> <p>第3 当面の取扱い</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 指導医について 指導医の臨床経験については、第2の6 (7) アにかかわらず、5年以上とすること。</p> <p>5 (略)</p> <p>第4 検討規定 (略)</p> <p style="text-align: right;">(別添1)</p> <p style="text-align: center;">臨床研修の到達目標</p> <p>(略)</p> <p>経験目標</p> <p>A (略)</p> <p>B 経験すべき症状・病態・疾患 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 経験が求められる疾患・病態 (略)</p> <p>(1) (略)</p>
--

(2) 神経系疾患

A (略)

認知症疾患

~ (略)

(3) ~ (12) (略)

(13) 精神・神経系疾患

(略)

A 認知症(血管性認知症を含む。)

~ (略)

(14) ~ (18) (略)

C (略)

(別添2) (略)

様式1・2 (略)

様式3

医師名簿

(略)

当該病院に勤務するすべての医師(当該年度採用予定の研修医を含む。)について記入すること(歯科医師は記入しない。)、「診療科」欄には、各医師の専門の診療科を記入すること。「担当分野」欄には、臨床研修において実際に研修を担当する研修プログラム上の分野名を記入すること。「臨床経験年数」欄には、研修医の期間も含めた臨床経験年数を年単位で記入すること(1年未満の端数は切り上げ)。「資格等」欄には、指導医に係る講習を受けた旨や、取得した専門医資格等について記入すること。「臨床病理検討会又は救急医療における役割」欄は、病理指導者又は救急指導者である場合にのみ、該当する番号を記入すること(複数回答可)。「研修管理委員会における役割」欄については、研修管理委員会における役割(委員長、委員又は役割なし)について該当する番号を記入すること。「研修に関する役割等」欄については、研修プログラムごとに該当する番号及び研修プログラムの名称又はプログラム番号を記入すること(複数回答可)。欄が足りない場合には、コピーにより対応し、「(No.)」欄にページ数を記入すること。なお、研修医については、研修医以外の医師と分け、臨床研修を開始した(する予定の)年度ごとに別葉とすること。

様式4~10 (略)

(2) 神経系疾患

A (略)

痴呆性疾患

~ (略)

(3) ~ (12) (略)

(13) 精神・神経系疾患

(略)

A 痴呆(血管性痴呆を含む。)

~ (略)

(14) ~ (18) (略)

C (略)

(別添2) (略)

様式1・2 (略)

様式3

医師名簿

(略)

当該病院に勤務するすべての医師(研修医を含む。)について記入すること(歯科医師は記入しない。)、「診療科」欄には、各医師の専門の診療科を記入すること。「担当分野」欄には、臨床研修において実際に研修を担当する研修プログラム上の分野名を記入すること。「臨床経験年数」欄には、研修医の期間も含めた臨床経験年数を年単位で記入すること(1年未満の端数は切り上げ)。「資格等」欄には、指導医に係る講習を受けた旨や、取得した専門医資格等について記入すること。「臨床病理検討会又は救急医療における役割」欄は、病理指導者又は救急指導者である場合にのみ、該当する番号を記入すること(複数回答可)。「研修管理委員会における役割」欄については、研修管理委員会における役割(委員長、委員又は役割なし)について該当する番号を記入すること。「研修に関する役割等」欄については、研修プログラムごとに該当する番号及び研修プログラムの名称又はプログラム番号を記入すること(複数回答可)。欄が足りない場合には、コピーにより対応し、「(No.)」欄にページ数を記入すること。

様式4~10 (略)

様式 1 1

臨床研修中断証

(略)			
研修開始年月日	年 月 日	研修中断年月日 (休止期間)	年 月 日 (日)
(略)			
(略)			

様式 1 2 (略)

様式 1 3

臨床研修の再開の受け入れに係る履修計画表

(略)	
研修再開受け入れ時までの休止期間 (中断した病院における休止期間を含む)	日
(略)	
(略)	

様式 1 4 ~ 1 6 (略)

様式 1 1

臨床研修中断証

(略)			
研修開始年月日	年 月 日	研修中断年月日	年 月 日
(略)			
(略)			

様式 1 2 (略)

様式 1 3

臨床研修の再開の受け入れに係る履修計画表

(略)	
研修再開受け入れ時までの休止期間	日
(略)	
(略)	

様式 1 4 ~ 1 6 (略)